

第9章 その他届出

返還猶予期間中、借受人や連帯保証人に以下の事由が生じた場合には、届出を行う必要があります。

1. 届出が必要な事由

(1) 届出の事由・提出書類

届出の事由	提出書類
1. 借受人または連帯保証人の住所・氏名等に変更があった	住所・氏名等変更届 住民票
2. 連帯保証人の変更を行う必要がある	連帯保証人申請書兼連帯保証書 新たな連帯保証人の住民票、印鑑登録証明書
3. 従事先を変更した（法人内異動含む）	従事先変更届兼業務従事証明書 人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該事実を証明する書類※18
4. 従事を辞めた※19	業務廃止届
5. 借受人が死亡した※20	死亡届 死亡の事実を証明する書類
6. 振込口座を変更した	振込口座届

※18 状況によって、返還猶予手続きが必要となります。

※19 状況によって、返還手続きまたは求職活動状況の証明等が必要となります。

※20 状況によって、返還または返還免除手続きが必要となります。

(2) 届出に伴う各種手続き

上記のとおり、届出事由により返還、返還猶予、返還免除の手続きが必要な場合がありますので、ご注意ください。

2. 届出の手続き

- (1) 返還猶予期間中に届出が必要な事由が発生した場合、速やかに所定の届出等を提出してください。
- (2) 届出の受理をもって手続きの完了とします。